

**給付奨学金** ※多子世帯での申請の場合も下記要件が必要です

学業要件（2024年度末までの学業成績が適用）

大学	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生
学業基準	<p>①～③のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高校1～3年生の評定平均3.5以上 または入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲であること</p> <p>② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること</p> <p>③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること</p>	31単位	62単位	93単位
家計基準	<p>マイナンバーの提出により2023年1月～12月の世帯収入・扶養状況で判定</p> <p>※予期できない家計急変（生計維持者の傷病・失職・災害等）により早期の支援が必要な方は下記の家計急変をご確認ください。</p>			

短大	1年次生	2年次生
学業基準	<p>①～③のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高校1～3年生の評定平均3.5以上 または入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲であること</p> <p>② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること</p> <p>③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること</p>	<p>31単位</p> <p>上記に加え、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。</p> <p>または、GPA※（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。</p>
家計基準	<p>マイナンバーの提出により2023年1月～12月の世帯収入・扶養状況で判定</p> <p>※予期できない家計急変（生計維持者の傷病・失職・災害等）により早期の支援が必要な方は下記の家計急変をご確認ください。</p>	

※GPA（平均成績）については学生課にてご確認ください。

〔注意〕年度末において適格認定（学業）の廃止基準に該当する場合は、支給を打ち切り認定時に遡って返還を求める場合があります。

※多子世帯の授業料等減免については、所得制限は無し（給付型奨学金の支給は上記の基準額を適用）